

ワースト・アセス・コンテスト 評価書(案)

事業名	諫早湾開門調査に係る環境影響評価	事業者	農林水産省
-----	------------------	-----	-------

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(No) NOの場合、
なぜ役に立たないか？どのようにアウズメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
全体にわたって	本来検討の必要がない全開門や制限開門について詳細に検討。 開門費用は1000億円と多額。 農業用水は地下水(深井戸)案。	開門先送りを目的にした恣意的な内容。 肝心の段階的開門の実際については検討せず。 対策費は水増し。 地下水利用による地盤沈下に悩まされてきた地元住民の反発を計算したもの。

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？(No) NOの場合、

どのような情報が隠されていたか？	対策費用の積算根拠など (例:洗掘防止のための護床工設置に395億円。民間試算では約20億円で済む。)
------------------	--

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？(No) NOの場合、

どのような評価項目が欠けていたか？	段階的に開門する場合の記述がない。(全開門や制限開門と同じとして片付けてしまっている。) 必要となる用水量の根拠や簡易ため池+下水処理水の再利用など、代替水源の記述が不十分。 有明海のゆりかごとして豊かな干潟だった本来の諫早湾の環境への復元に向けた項目 (例:ユスリカやアオコなど現実の被害は無視。閉め切りによって創出された淡水の生態系が破壊されると被害視。) 開門に関係なく必要な防災工事の費用を開門のための対策費に計上し、高額な費用を演出。
-------------------	--

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？(No) NOの場合、

何がどう反映されていなかったか？	
------------------	--

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？(No) NOの場合、

どのような問題があったか？	長崎県は、開門に反対する住民のみに配慮し、閉め切りによって現実に被害を受けている長崎県漁民の意見には耳を貸さなかった。九州農政局との二人三脚との疑いもあり。
---------------	--

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？(No) NOの場合、

どのような問題があったか？	そもそも農水省が勝手に行うアセスのため、環境省は関与しなかった。
---------------	----------------------------------

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？ (No) Noの場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？	そもそも開門にあたって、本来の環境アセス法に準拠した詳細な環境影響評価を行う必要はない。開門先送りのための方便に過ぎない。
-------------------------------	---

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？ ()円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等) (No)

「いであ」などのコンサルが調査を行ったが、悪名高き諫早湾本体のアセスとほぼ同じ。お互いにズブズブの関係。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

- ・アセス手続きの事前調査や手続中の調査が環境影響を及ぼした。(Yes・No) Yesの場合、
- ・アセス手続の最中に事業者が事業を進捗させている。(Yes・No) Yesの場合、
- ・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(Yes・No) Noの場合、
- ・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか？(Yes・No) Noの場合、
- ・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか？(Yes・No) Noの場合、
- ・アセス手続で十分に住民意見等を言える機会があったか？(Yes・No) Noの場合、
- ・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes・No) Yesの場合、具体的にご記入ください。
- ・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

開門先送りの方便として、内容以上にコンセプトが大問題な諫早湾開門アセス。

裁判では、常時開門が確定しており、制限開門について検討する必要なし。

開門にあたっては、そもそも環境影響評価法に準拠したアセスを行う必要などないので、このフォーマットに合った適切なコメントができませんでした。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

--